

## 首席参事官等の運用に関する要綱の制定について（例規通達）

富山県警察の組織に関する規則（昭和 58 年富山県公安委員会規則第 3 号）第 6 条に定める首席参事官の業務推進及び調整機能の強化を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 10 年 3 月 12 日から施行することとしたから、適正な運用を図られたい。

なお、「参事官職の運用に関する要綱の制定について」（昭和 48 年 7 月 20 日付け富務第 653 号）は、廃止する。

### 別添

#### 首席参事官等の運用に関する要綱

##### （目的）

第 1 この要綱は、富山県警察の組織に関する規則（昭和 58 年富山県公安委員会規則第 3 号）第 6 条に規定する首席参事官、参事官及び参事（以下「首席参事官等」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

##### （呼称）

第 2 首席参事官等は、県本部の部の名を冠して呼称するものとする。

##### （首席参事官等の所掌事務）

第 3 首席参事官は、部の所管に属する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

2 参事官及び参事は、命を受け、部の所管に属する特定の事項についての企画及び立案に参画する。

##### （首席参事官の業務管理等）

第 4 警務部首席参事官は、県本部の業務管理等に関する事務を処理するため必要があると認めるときは、関係する部の首席参事官と協議の上、処理するものとし、警察署に係る事項については、警察本部長の命を受け、警察署長を直接指揮できるものとする。

##### （会議等の出席）

第 5 警務部首席参事官は、富山県警察の処務に関する訓令（昭和 58 年富山県警察本部訓令第 2 号）第 33 条第 1 項に規定する部長会議の構成員とする。

2 首席参事官は、所属部長に事故があるときは、部長を代理して部長会議その他の会議に出席することができるものとする。ただし、辞令をもって任命される昇任試験委員会、表彰審査員会、懲戒審査委員会等の委員の代理となることはできない。

##### （首席参事官会議）

第 6 県警察の重要な施策等について審議若しくは協議し、又は各部門の調整を図るため、首席参事官会議を置く。

2 首席参事官会議は、警務部長、各部の首席参事官及び警務部警務課長をもって組織する。

3 首席参事官会議は、警務部長が必要に応じ招集、主宰するものとし、警務部長に事故があるときは、警務部首席参事官が代行する。

4 警務部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者を出席させて審議事項、協議事項等について説明を求めることができる。